

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市政治倫理審査会
② 事務局（担当課）	総務部 総務課 内線：2322
③ 設置の根拠	地方自治法第138条の4第3項 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第5条 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規則
④ 設置年月日	平成4年2月10日
⑤ 所掌事務	・議員及び市長に政治倫理基準に違反する行為があったか等の審査を行うこと。 ・審査の結果、違反があると認められた場合には、必要な措置を勧告すること。 ・審査を行うため、議員若しくは市長又は事案の解明のために必要な範囲で第三者に対し、事情聴取等 必要な調査を行うこと。
⑥ 委員数	6 名（うち、女性委員数 3 名）
⑦ 委員の任期	2 年 現行委員の任期 令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日
⑧ 委員の構成（選出基準）	弁護士1名、公認会計士又は税理士1名、大学教授1名、人権擁護委員1名、各種 団体代表者2名
⑨ 諮問答申事項等	無
⑩ 部会等の名称及び役割	設置していない
⑪ 委員名簿	別紙のとおり